

【相談支援事業所】

指定障害福祉サービス事業所等に対する
集団指導

⑤参考資料

平成25年2月19日
岡山県障害福祉課



相談支援専門員の資格要件について

●相談支援専門員【特定相談支援、障害児相談支援、一般相談支援】

〈役割〉

利用者が地域で希望する自立した生活を維持・継続する上で障害となる様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく、課題解決を図る。

〈業務の内容〉

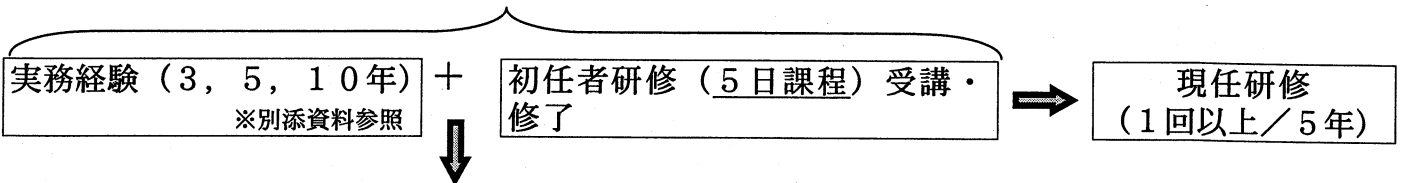
相談支援専門員は、指定（特定・障害児・一般）相談支援事業所及び指定重度障害者等包括支援事業所に配置され、主として次の業務を行います。

- ・生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。
- ・利用者や地域の状況等を勘案した上で、社会生活力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- ・地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供する。
- ・利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- ・利用者の居宅を訪問し、モニタリングする 等

〈要件・研修〉

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、①実務経験（3年、5年、10年〈参考2参照〉）と②相談支援従事者研修の受講・修了を要件とします。

相談支援専門員として配置できる



※ 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度から起算して、5年度の間に現任研修を修了する必要があります。5年度以内に現任研修を修了していない場合は、再度、初任者研修を修了していただく必要があります。

※現任研修について

現任研修は初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上修了する必要があります。

H 1 8	H 1 9	～	H 2 3	H 2 4	～	H 2 8
初任者研修 修了	初年度	～	5年度	6年度	～	10年度

この5年間に1回以上現任研修を受講

この5年間に1回以上現任研修を受講

相談支援専門員の要件となる実務経験

下記の①～④のうち、どれかに該当する者

※ A～Eの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。

- ① Aの期間が3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上
- ③ Dの期間が通算して10年以上である者
- ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者

業務の範囲	従事内容	実務経験年数
相談支援業務	A ア 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
	B ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者 ウ 障害者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者 エ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、Eの国家資格を有する者、上記アからウに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る)。 オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者 カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	5年以上
	I 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	5年以上
	C 上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務並びにその指導 1、社会福祉主事任用資格を有する者 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(3科目主事) 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの (一) 精神保健福祉士 (二) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者 2、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 3、保育士 4、児童指導員任用資格者 一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(卒業証書、学位記等により確認) 二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者 三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉施設での実務経験者(高等部以上卒業で2年以上の実務経験) 5、精神障害者社会復帰指導員(精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当) 一 大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者 二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者	5年以上
	D 上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上
	E 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設及び旧法施設が該当します。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターが該当します。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることを目的とする施設として、介護保険法の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 3 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記BのAに準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。
 - ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であつて、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。
(平成23年10月26日事務連絡)
- 4 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)
- 5 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)
- 6 相談支援専門員の实務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 7 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

(2) 相談支援の充実等について

- サービス等利用計画については、平成27年4月以降は全ての障害福祉サービス等の支給決定に先立って作成することとされており、それまでの間、相談支援の提供体制を考慮する観点から、段階的に対象を拡大する取扱いとしている。
- 平成24年4月以降の計画相談支援の利用実績では、利用者数は増加傾向にあるものの地域差が見られ、また、各自治体において策定された第3期障害福祉計画の見込値との比較では乖離が生じている状況となっている。

※第3期障害福祉計画（計画相談支援）における各月の平均利用者数（※福島県を除く）

平成24年度	平成25年度	平成26年度
68,302人	123,272人	188,616人

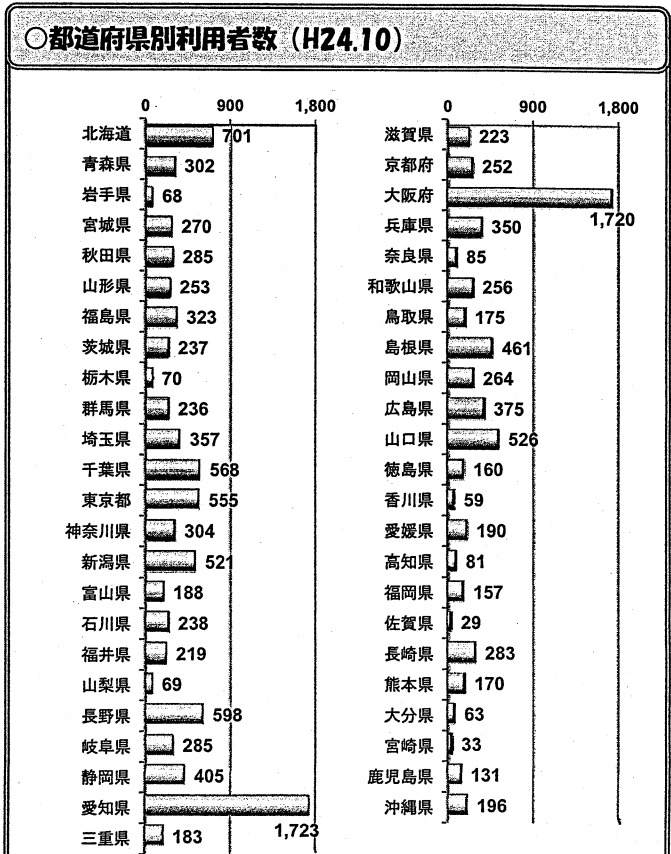
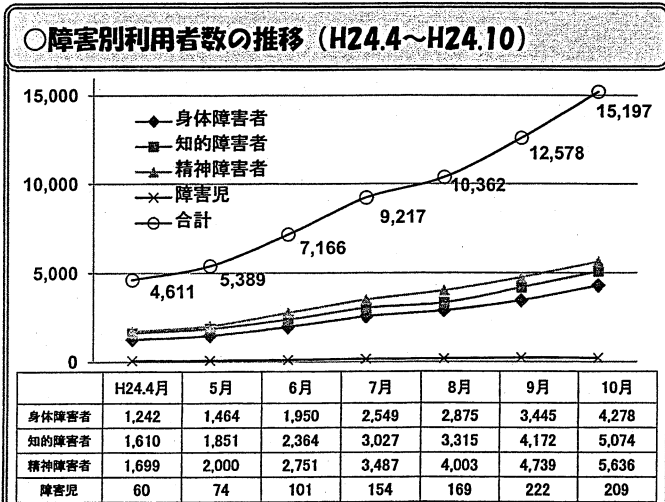
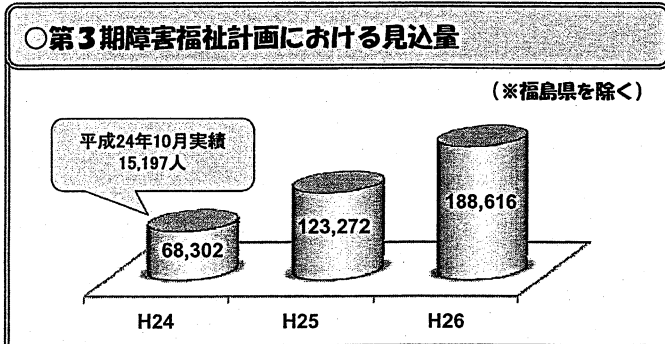
※計画相談支援の利用実績（国保連データ）

H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10
4,611人	5,389人	7,166人	9,217人	10,362人	12,578人	15,197人

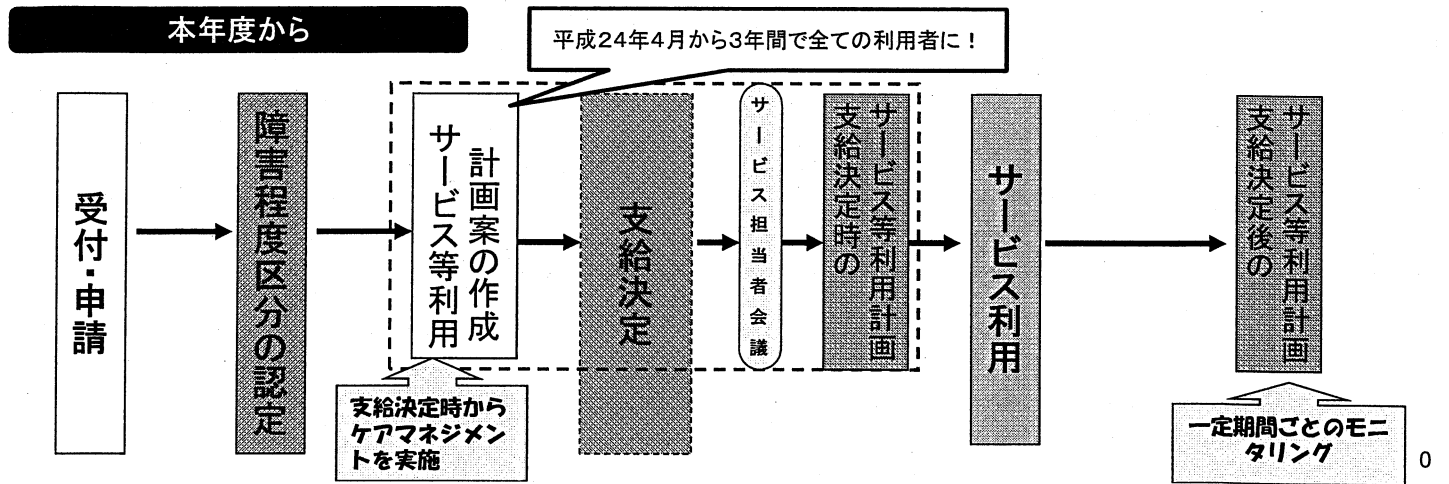
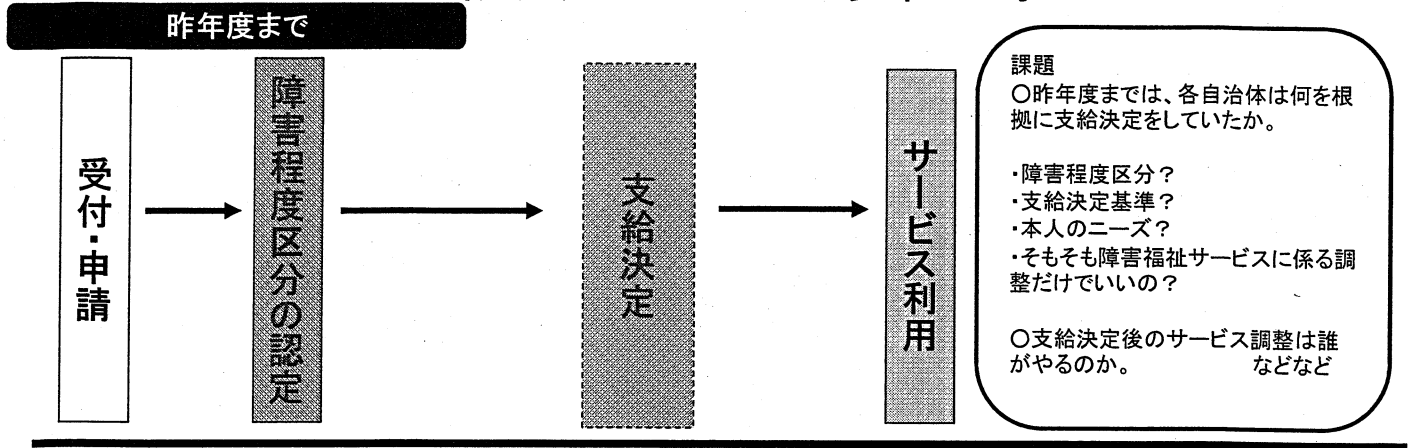
- 都道府県におかれては、管内市町村における計画相談支援の進捗状況を確認するとともに、第3期障害福祉計画から遅れが生じている市町村に対しては、その要因の把握や改善に向けた必要な指導や助言等をお願いする。

計画相談支援の利用者数（見込量・実績）

（単位：人）



支給決定プロセスの見直し等



岡山県における相談支援事業の実施状況

● 平成24年4月1日に施行された、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正法により強化された相談支援事業の県内における実施状況は次のとおり。

※ 平成24年10月時点における相談支援の支給決定状況(国保連データ抜粋)
(前ページの資料は利用者数であるが、これは支給決定者数)

	特定相談支援	障害児相談支援	合計	地域移行支援	地域定着支援	合計
4月	157	4	161	7	78	85
5月	170	18	188	7	97	104
6月	187	51	238	8	100	108
7月	260	66	326	9	111	120
8月	297	93	390	8	120	128
9月	339	123	462	10	124	134
10月	<u>396</u>	<u>154</u>	<u>550</u>	<u>10</u>	<u>129</u>	<u>139</u>

※ 特定相談支援の対象者(障害福祉サービス等の支給決定者数) 12,963人 ~ 導入率 約3%
障害児相談支援の対象者(障害児通所支援の支給決定者数) 4,756人 ~ 導入率 約3%

① 特定・障害児相談支援事業所の業務と兼務

A: 指定地域移行支援事業所のサービス提供時間帯(勤務時間)

B: 指定特定・障害児相談支援事業所サービス提供時間帯(勤務時間)

- AとBの兼務は可能

② 管理者や併設する事業所の業務等と兼務(パターンA)

A: 指定地域移行支援事業所のサービス提供時間帯(勤務時間)

B: 管理者、併設する事業所の業務等に従事

- AとBの兼務は業務に支障がない場合は可能。この場合兼務する業務(職種)が兼務可能かどうか確認が必要

② 併設する事業所の業務等と兼務(パターンB)

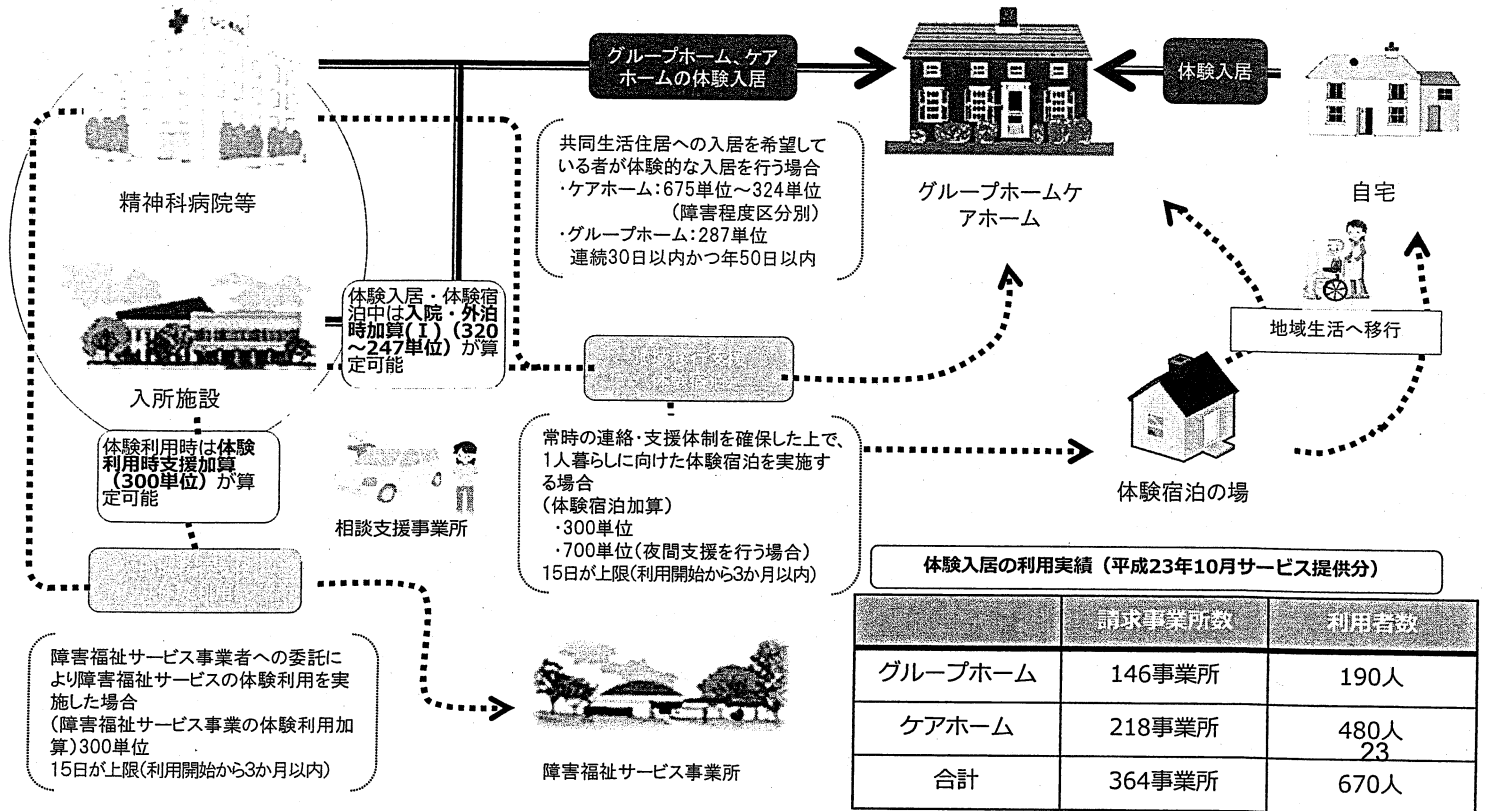
A: 指定地域移行支援事業所のサービス提供時間帯(勤務時間) 【非常勤専従】

B: 併設する事業所の業務(例:ヘルパー、生活支援員) 【非常勤専従】

○業務上支障がある場合、兼務する業務・職種が兼務不可な場合は、サービス提供時間帯を区分し、配置すれば可能

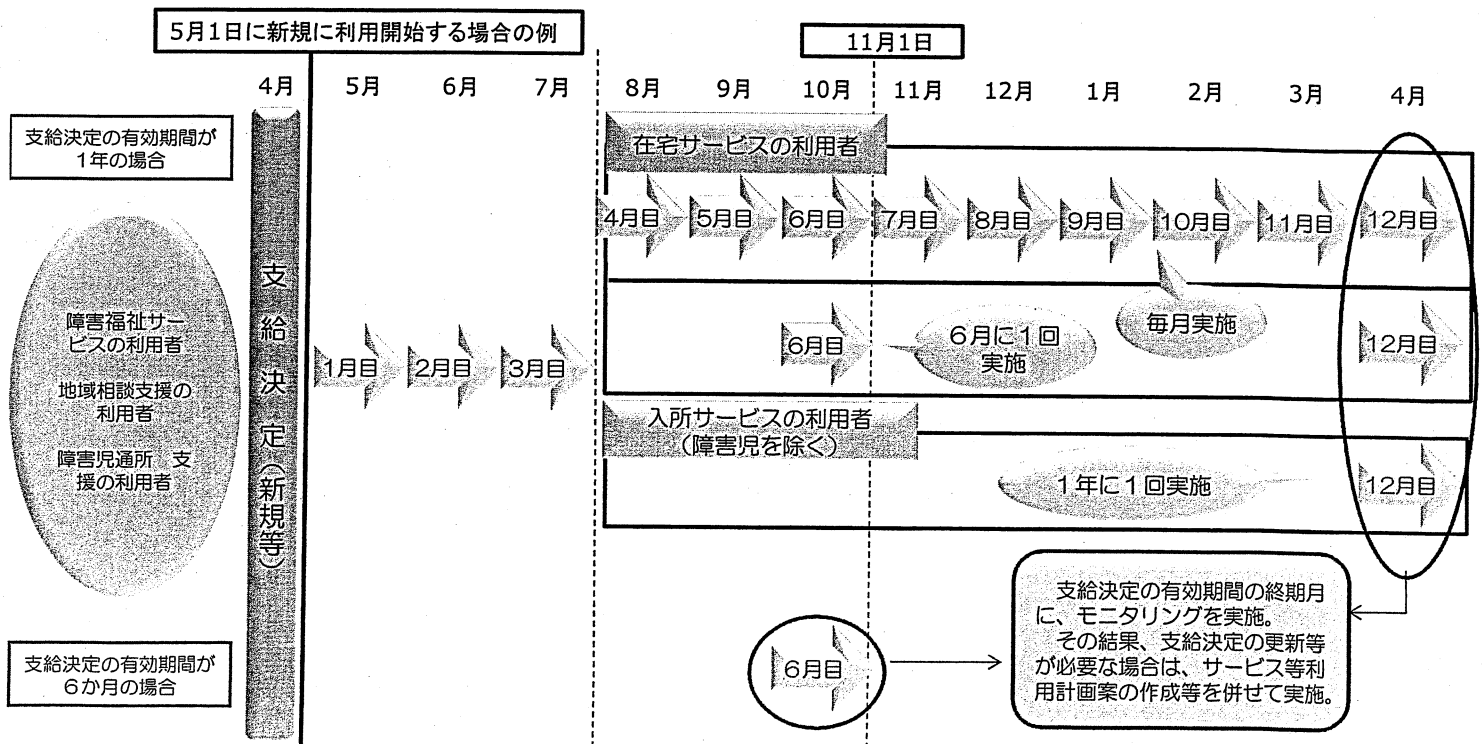
施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や障害福祉サービスの体験利用を促進。



モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。



計画相談支援給付費の請求とモニタリングの関係について

1 サービス利用支援費について

サービス利用支援費は、次の一連の流れを実施した場合に算定する。

- ①アセスメント(訪問面接) → ②サービス等利用計画案作成 → ③支給決定後、サービス担当者会議の開催
→ ④サービス等利用計画交付

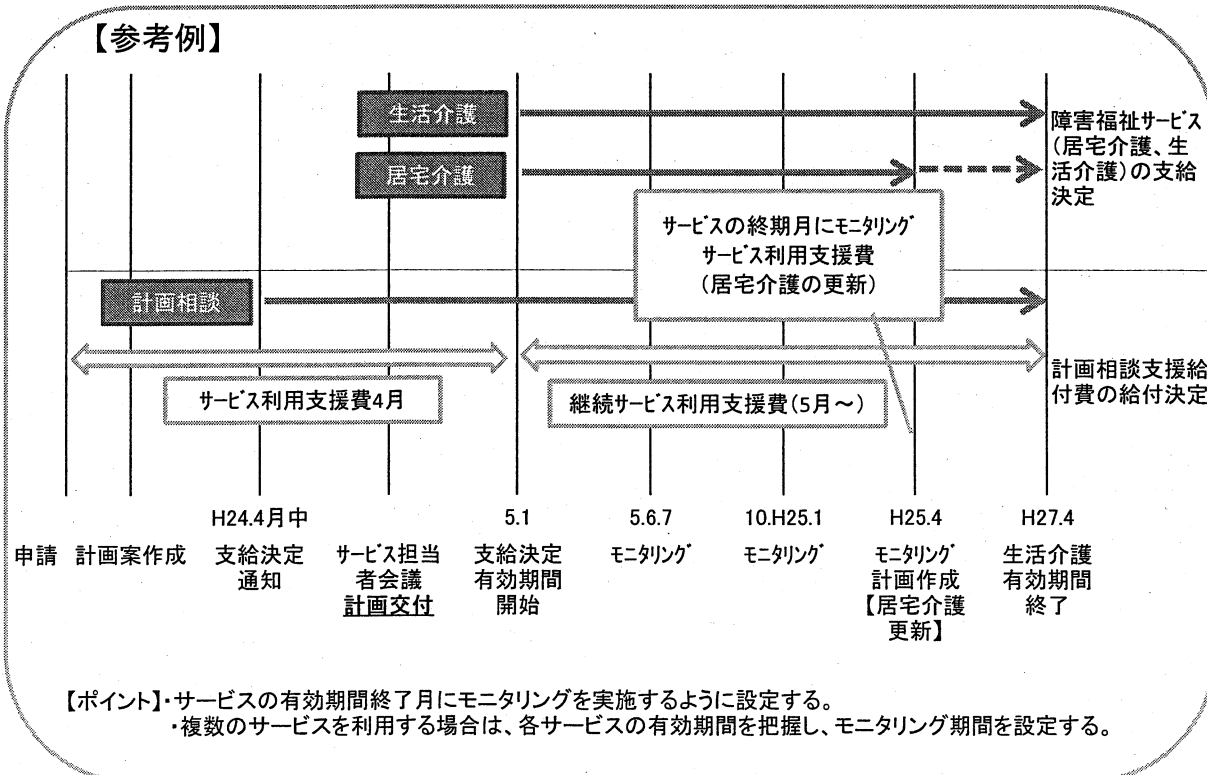
2 継続サービス利用支援費について

継続サービス利用支援費は、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに、モニタリングを実施した場合に算定する。

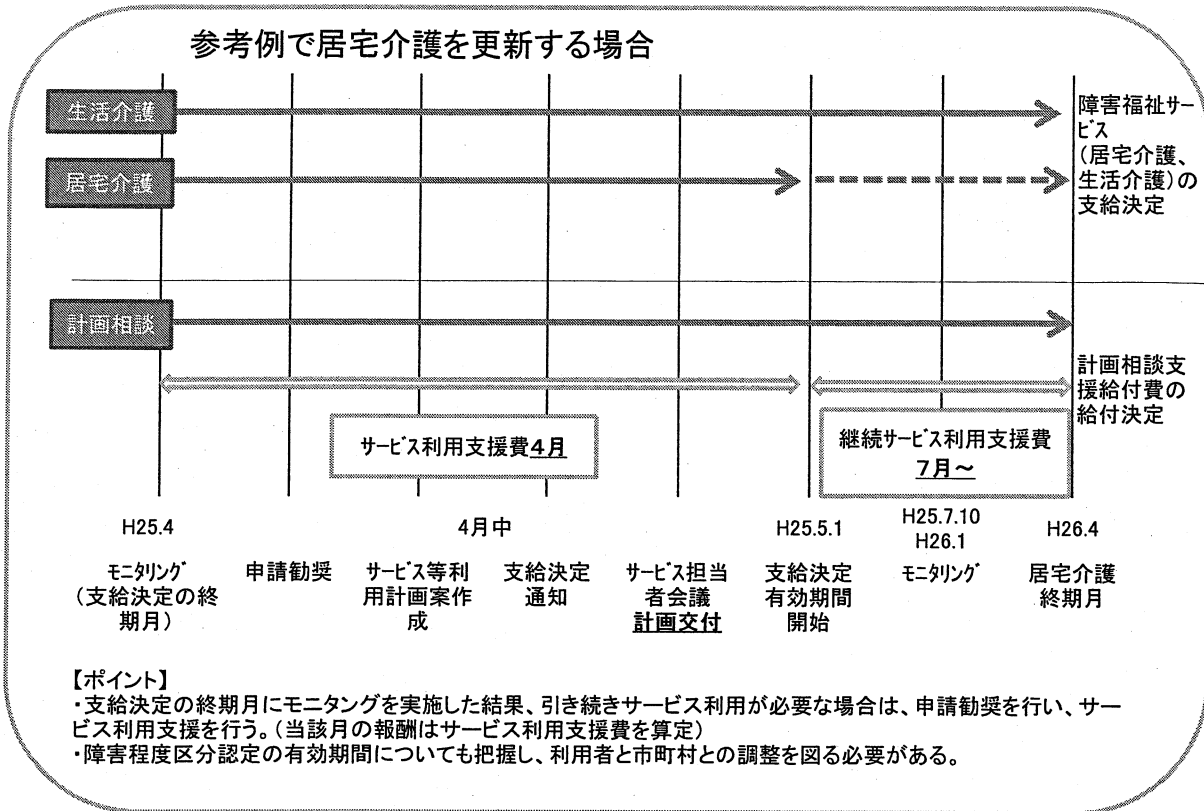
この場合の請求にあたっての関係に係る厚生労働省のQ&A

問	答
<p>計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。</p>	<p>例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH24.5.1~H25.4.31で、モニタリング期間を3月ごととする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5~H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H24.7~H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.7→H24.10→H25.1→H25.4 <p>例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH24.5.1~H25.4.31で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)~H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと(H24.5~H25.7) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.5→H24.6→H24.7 <p>※ H24.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。 この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H24.10~H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10→H25.4
<p>サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分(以下の場合場合は平成24年4月分)として翌月に請求するののか。 (例)支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 支給決定5月1日</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

このQ&Aのイメージ ※H24. 5. 1~ 居宅介護と生活介護を利用する場合(居宅介護は1年更新、生活介護は3年更新)



計画相談支援・障害福祉サービス等の更新を行う場合の流れ



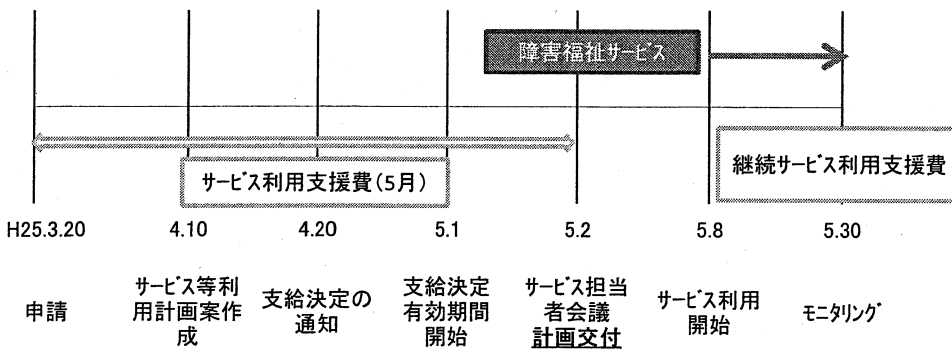
●同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

【報酬告示留意事項通知】
(4) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合
 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。
 なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。

この留意事項通知については、次の場合等が想定される。

・指定サービス利用支援を月の上旬に行った場合

例：障害福祉サービスの有効期間開始日を5月1日で受けたが、実際にサービスの利用開始が5月2日以降となった場合など。



【ポイント】

- ・新規に障害福祉サービスを利用する場合、いつから、どの事業所と契約して利用するかは利用者の判断によるため、「サービス等利用計画」の作成が、「サービス等利用計画案」を作成した月を跨ぐ場合も想定される。この場合は、「サービス等利用計画」を作成した月(例の場合5月分として6月に請求)にサービス利用支援費を算定する。
- ・この場合、報酬告示留意事項通知にもあるように、同一月にモニタリングをする必要性があり、実施した場合は、「継続サービス利用支援費」の算定も可能となる。

計画相談支援に関するQ&A

Q1 計画相談支援を実施する場合の、市町村と特定・障害児相談支援事業所の事務処理の流れはどうか。

(答) 事務処理の流れを整理すると次のとおり

○市町村

- ①介護給付費等支給申請書(様式第1号)受理
↓
- ②サービス等利用計画案提出依頼(様式第16号)
↓
- ③障害程度区分認定調査、程度区分認定
↓
- ④サービス等利用計画案、計画相談支援給付費支給申請書(様式第17号)、計画相談支援依頼届出書(契約した指定特定相談支援事業者に係る届出書、様式第18号)を利用者から受理
↓
- ⑤障害福祉サービス等の支給決定と併せて、計画相談支援給付費支給(却下)通知(様式第19号)、受給者証を利用者に交付
↓
- ⑥相談支援専門員が開催するサービス担当者会議に、招集があれば参加

○事業所

- ①サービス等利用計画案提出依頼書を確認し、利用者と計画相談支援の提供について利用契約・重要事項説明(事務処理要領P118)
↓
- ②アセスメント等を実施し、サービス等利用計画案を作成し、申請者に交付(計画案の提出は程度区分認定後)
↓
- ③支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画について、意見聴取(参加者は、サービス提供事業者等関係機関、本人もなるべく参加)
↓
- ④サービス等利用計画を利用者に交付(交付したサービス等利用計画の写しを市町村に提出、運営基準第6条)
↓
- ⑤モニタリング(継続サービス利用支援)を受給者証に記載している期間ごとに実施(モニタリング結果については、一定の場合のみ市町村へ報告、運営基準第6条)

※サービス等利用計画の変更

サービス等利用計画を変更する際には、原則として計画を作成する時と同様の流れで行うが、軽微な変更の場合はこの限りではない。(運営基準第15条第3項第3号)

Q2 既に計画相談支援を導入している利用者が、障害福祉サービス等を更新する場合の事務処理はどのようなのか。

(答) 障害福祉サービス等の更新と計画相談支援を整理すると次のとおり

○市町村

- ①更新申請書1式(様式第1号、17号、18号)、サービス等利用計画案を申請者から受理
- ↓
- ②サービス等利用計画案を勘案し、支給決定

○事業所

- ①障害福祉サービス等の有効期限の終期月にモニタリング実施
- ↓
- ②モニタリングを実施し、支給決定の更新が必要な場合は申請勧奨を行うとともに、サービス等利用計画案を作成・交付(この場合の報酬は、計画作成費のみを算定)
- ↓
- ↓
- ↓
- ③支給決定を確認し、計画相談支援について契約更新
- ↓
- ④支給決定後、サービス担当者会議を開催
- ↓
- ⑤サービス等利用計画交付

Q3 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合はサービス等利用計画を作成してはいけないのか。

(答)

サービス等利用計画案を作成する段階では、どこの事業所を利用するかは決定していないため、サービス利用支援(サービス等利用計画案・サービス等利用計画の作成・交付)については、特に制約はない。ただし、サービス等利用計画を作成した結果、相談支援専門員が兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合は、やむを得ない場合(※)を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については、当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うこと。

※やむを得ない場合とは、

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3か月以内の場合
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

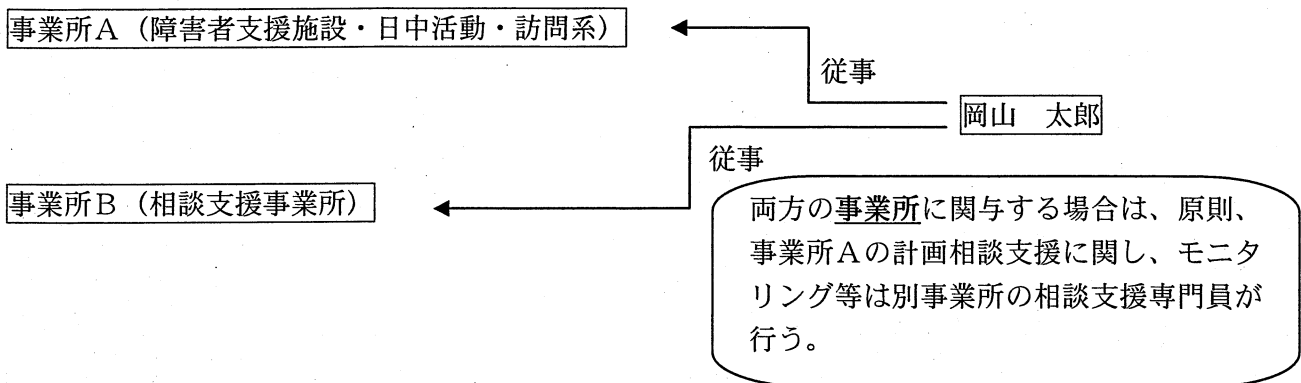
兼務の例

○障害者支援施設が相談支援事業所を併設する場合

- ・ 障害者支援施設の生活支援員が、生活支援員として週20時間、併設する相談支援事業所の相談支援専門員として週20時間勤務する場合
- ・ 障害者支援施設のサービス管理責任者が併設する相談支援事業所の相談支援専門員としても従事する場合(利用者の支援に支障がない場合)
- ・ 障害者支援施設の管理者が併設する相談支援事業所の相談支援専門員として従事する場合

このような場合は、当該障害者支援施設の利用者に対し、モニタリング等を実施することは原則不可。

兼務のイメージ



Q4 サービス等利用計画案の提出を依頼した利用者については、必ずサービス等利用計画案どおりに支給決定を行う必要があるのか。

(答)

市町村は、サービス等利用計画を勘案して支給決定を行うこととされており、必ず計画案どおりに支給決定を行わなければならない、という事ではない。ただし、サービス等利用計画案は、相談支援専門員が本人のニーズ（課題）を洗い出し、そのサービスが必要となる根拠を整理したものであるため（利用者の同意も取っている）、サービス等利用計画案の内容と異なる支給決定をする場合は、支給決定をする前に相談支援専門員と協議すべき（必要に応じケア会議の開催）である。

ただし、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）や短期入所について、サービス利用量の変動することが見込まれる場合は、必要に応じ、支給決定基準の上限を支給決定するなど柔軟に対応すること。

Q5 介護保険サービスを利用している者が障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画案は必要なのか。

(答)

障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

介護保険サービスを利用する場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）をケアマネージャーが作成することとなるため、介護保険上のケアプランに障害福祉サービスを位置づけることにより、対応が可能と考える場合は、サービス等利用計画の作成は不要である。

※計画相談支援の報酬告示には、居宅介護支援費重複減算・介護予防支援費重複減算の規定があるが、これは、介護保険法上の居宅介護支援事業所等が障害者自立支援法の特定相談支援事業所の指定も受けている場合で、同一の者が一体的に計画を立てた場合の減算の規定である。

● このQ&Aは平成24年11月13日時点の岡山県障害福祉課における解釈であり、今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更になる可能性があり得る。

(様式第四)

新規作成

計画相談支援給付費 請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

下記のとおり請求します。

請求 事業者	指定事業所番号	
	住所 (所在地)	
	電話番号	
	名称	
	職・氏名	

平成		年		月分	
----	--	---	--	----	--

請求金額	百万		千		円
------	----	--	---	--	---

区 分	件数	地域区分	
計画相談支援		単位数単価	円/単位

項番	支給決定障害者等										請求額計算欄				
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成													
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成													
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
	受給者証番号									フリガナ		サービスコード	単位数	請求額	円
	モニタリング日	平成		年		月				氏名					
													小計		円

サービス利用支援の場合は計画作成日、継続サービス利用支援の場合はモニタリング日を記載する。

枚中		枚目
----	--	----

(様式第三)

新規作成

障害児相談支援給付費 請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	指定事業所番号								
	住所 (所在地)								
	電話番号								
	名称								
	職・氏名								

平成			年			月			分
----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

請求金額	百万					千				円
------	----	--	--	--	--	---	--	--	--	---

区分	件数	地域区分								
障害児相談支援		単位数単価								円/単位

項番	給付決定保護者										請求額計算欄				
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成												円	
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成												円	
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	受給者証番号									フリガナ	サービスコード	単位数	請求額		
	モニタリング日	平成			年			月		日	氏名				円
	小計												円		

障害児支援利用援助の場合は計画作成日、
継続障害児支援利用援助の場合はモニタリング日
を記載する。

	枚中		枚目
--	----	--	----

平成〇〇年 4月分

地域移行支援提供実績記録票

受給者証 番号	990001111	支給決定障害者氏名	厚生 太郎	事業所番号	993000001
				事業者及び その事業所	〇〇事業所

日付	曜日	支援実績		利用者 確認印	備考
		算定日数	サービス提供の状況		
1	日	1			訪問相談
13	金	1			同行支援
16	月	1	体験宿泊Ⅱ		同行支援
17	火		体験宿泊Ⅰ		
23	月	1	体験宿泊Ⅱ		同行支援
24	火	1	体験宿泊Ⅰ		訪問相談
25	水		体験宿泊Ⅰ		
30	月	1	体験利用		同行支援
合計		6日			

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合は、支援の具体的な内容を記載する。

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合は、「算定日数」欄に「1」を記載する。

サービス提供の状況に応じて、以下のいずれかを記載する。

- ・体験利用の場合・・・「体験利用」
- ・体験宿泊Ⅰの場合・・・「体験宿泊Ⅰ」
- ・体験宿泊Ⅱの場合・・・「体験宿泊Ⅱ」

退院・退所月加算を算定する場合、施設等からの退院・退所日を記載する。

退院・退所月加算	退院・退所日	〇〇年4月27日
----------	--------	----------

平成〇〇年 4月分

地域定着支援提供実績記録票

受給者証番号 9 9 0 0 0 1 1 1 1 1	支給決定障害者氏名 厚生 太郎	事業所番号 9 9 3 0 0 0 0 0 0 1
		事業者及びその事業所 〇〇事業所

日付	曜日	支援実績	利用者 確認印	備考
		サービス提供の状況		
1	日	緊急時支援		
23	月	緊急時支援		
24	火	緊急時支援		

緊急対応を実施した場合、「緊急時支援」を記載する。

「体制確保」については、実績記録票に記載しない。
※緊急対応がなく、体制確保のみの場合、提供実績記録票は不要。

(様式第3号)

変更届出書

年 月 日

- 岡山県知事
 - 岡山市長
 - 倉敷市長
 - 新見市長
- 殿

事業 者 (所在地) 住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号				
指定内容を変更した事業所	名	所	称	在	地
変更があった事項	変更の内容				
	(変更前)		(変更後)		
1 事業所(施設)の名称					
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)					
3 申請者(設置者)の名称					
4 主たる事務所の所在地					
5 代表者の氏名及び住所					
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)					
7 事業所の平面図及び設備の概要					
8 事業所の管理者の氏名及び住所					
9 指定地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たる者の氏名及び住所					
10 主たる対象者					
11 運営規程					
変更年月日	平成 年 月 日				

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。
 - 4 利用者保護の観点から、表中の1から4の事項、定員又は共同生活住居の増を伴う事項、及び報酬(加算を含む。)の変更を伴う変更の場合は、事前(変更予定日の前月の15日まで)に届け出るようにしてください。